

砺波市住宅取得支援補助金の請求までのフローチャート

① 対象者

- 転入世帯**: 基準日において夫婦のいずれかが39歳以下、かつ、転入の日から3年以内の者で、転入の前1年間に於いて市内に住所を有していなかった者の属する世帯
 - 子育て世帯**: 基準日において中学生までの子がいる世帯であり、かつ、転入の日から3年以内の者で、転入の前1年間に於いて市内に住所を有していなかった者の属する世帯
- ※基準日とは、建設工事請負契約又は売買契約日



② 支援内容

- 新築 107.3万円 (上限) … (1)
- 中古 50万円 (上限) … (2)
- 借入額 1/10 _____ 円 と (1) または (2) のどちらか金額の安い方
- 補助対象経費 住宅の建設又は購入に係る経費
(土地の取得費及び店舗、事務所又は賃貸住宅等との併用住宅の場合は、自己の居住部分以外の部分に係る工事費を除く)



③ 要件

- 令和3年1月1日以降に建設工事請負契約又は売買契約を結んだもの。
(ただし、新築工事の場合は令和3年1月1日以降に着工したものを含む。)
- 住民基本台帳の登録をして、以後10年以上居住する意思があること。
- 世帯員全員に市税等の滞納がないこと。
- 住宅の取得に伴う登記の日から1年以内に補助金申請を行うこと。



④ 工事が完了してから交付申請までに行うこと。

- 世帯員全員の住民票を移すこと。
- 土地及び建物の登記を済ませること。



⑤ 交付申請に準備するもの

- 交付申請書
- 世帯員全員の住民票の写し
- 転入者の戸籍の附票の写し(過去1年間の住所地がわかるもの)
- 取得にかかった費用がわかる明細書
- 土地及び建物の登記事項証明書の写し
- 金銭消費貸借契約証書の写し
- 建築基準法に規定する検査済証の写し又は着手日確認承諾書(新築の場合のみ)
- 市税等納付(納入)状況確認承諾書
- 事業実績報告書
- 配置図及び各階平面図
- 住宅の全景の写真
- 建築に係る契約書又は売買契約書の写し
- 領収書の写し



交付請求書

- 交付請求書 書類の不備がなければ30日程度で指定口座へ振り込みます。

〈問合せ先〉市民生活課

TEL 0763-33-1172